



第2回 化学物質管理強調月間

期間：令和8年2月1日から令和8年2月28日まで

第2回化学物質管理強調月間スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

実施要綱は
こちらに
(厚生労働省
HP) ↓



特に力を入れたい

2つの取組

- ① SDSによる危険性及び有害性の確認
- ② ラベル表示・SDS交付及びリスクアセスメントの実施

国内で使用等されている化学物質は数万種類にのぼりますが、化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めています。

こうした実態をふまえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化のために、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

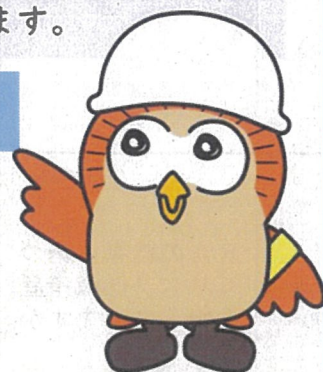
この措置は、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う事業場であれば、事業場の業種や規模に関わらず、講ずべき措置を実施する必要があります。

そのため、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、関係団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を展開し、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることといたします。

実施者（事業者）の実施事項

- ☑ 日常の化学物質管理の総点検・・・（自主点検票は裏面に掲載しています）
 - ・ リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任等
 - ・ 製造し、又は取り扱う化学物質の把握及び、SDS等による危険有害性の確認
 - ・ ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施等
 - ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ☑ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ☑ スローガン等の掲示
- ☑ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ☑ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施 など



福井労働局労働基準部監督課
広報キャラクター「ふくろー」

福井労働局では、化学物質管理のためのパンフレットを作成・公表しています。

リスクアセスメント対象物ってなんだろう？

リスクアセスメント対象物に該当するかはどう調べればいいのか？

様々な疑問にお答えするパンフレットですので、ぜひご一読ください。



パンフレットは
こちらに
(福井労働局
HP) ↓



自主点検・回答票

点検後に、下記回答フォームより福井労働局までご提出ください。
(回答は任意)。実施できていない事項は改善しましょう。

業種		労働者数	
事業場名		電話番号	
所在地		担当者職氏名	

回答フォームへのURLまたはQRコードはこちらです →
(<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudoul8/kagakukyoutyout/enkenfukui00>) 福井労働局HP内



番号	点検項目	点検内容	解説
1	事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント(RA)対象物であるかを把握していますか。	☐ RA対象物を取り扱っている ☐ RA対象物を取り扱っていない ☐ 把握していない	化学物質を化学的に合成するほか、混合・濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は こちら のリストをご確認ください。 → 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、 こちら のリストをご確認ください。 →
2	化学物質管理者を選任していますか。	☐ 選任している ☐ 選任していない	令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo. 2-1-1～2-1-10をご確認ください。 → 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A
3	RAを実施していますか。	☐ 実施している ☐ 実施していない	リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。下のQ&Aも参照してください。 → Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、 ☐ に ✓ をつけてください。 ・ 業種・作業別マニュアル → ・ 建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル (※ 建災防HPへ) →
4	RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。下のQ&Aも参照してください。 Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。 “3.”のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、 ☐ に ✓ をつけてください。 →
5	安全データシート(SDS)とRAの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。下のQ&Aも参照してください。 → Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。 Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。
6	(保護具を使用している場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか。	☐ 選任している ☐ 選任していない	保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&Aの11ページ以降に記載の No. 2-2-1～2-2-3をご確認ください。 → 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A
7	(化学物質の譲渡・提供を行っている場合) ラベル表示、SDS等による通知を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。下のQ&Aも参照してください。 Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。 Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。 →